滋賀県国際介護・福祉人材センターの 創設について

主な事業概要 (1) - ②本人の暮らしを真ん中においた医療福祉の推進

外国人介護人材受入支援事業【予算額 31.8百万円】







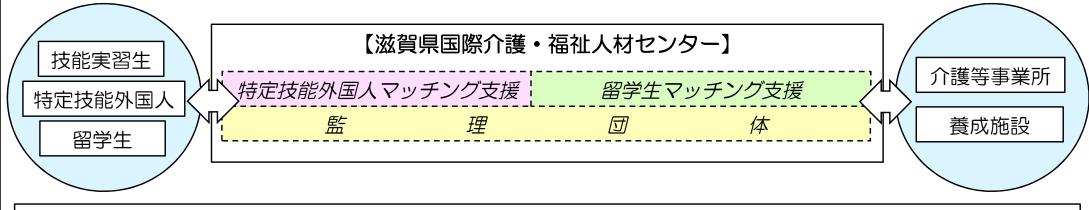
|【取組の背景】

- ○2045年の高齢化のピークを支える着実な介護サービス提供体制の整備に向けて、介護 人材の確保は喫緊の課題。
- 〇高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、外国人やシニア層など幅広く 介護人材のすそ野を広げ確保を進めるとともに、魅力ある「滋賀の福祉人」を育成していく 必要がある。

健康医療福祉部 医療福祉推進課 (内3597)

【取組の概要】

○ 特定技能、留学、技能実習を通じて外国人材の受入れを希望する事業所に対する相談支援や現地でのプレゼンテーションの場や面接会の設定、現地送出機関や学校等との各種調整など、総合的なマッチング支援を行うセンターを設立する。



- 〇特定技能外国人および留学希望者と県内事業所・介護福祉士養成施設とのマッチング支援
- 〇県内介護事業者団体による技能実習制度の監理団体創設を支援
- 〇相手国送出機関や学校との各種調整事務費等

(19.1百万円)

(11.0百万円)

1.7百万円)

1

滋賀県国際介護・福祉人材センターの所在等

当該センターは、県内の事業者団体等の合意のもと、滋賀県が(一社)滋賀県介護老人保健施設協会とともに、介護・福祉分野の事業所への技能実習、留学、特定技能を通じた外国人介護人材の受入れを支援する機関です。

1. 所在地 : 〒520-0528 大津市和邇高城260-1

2. 開所日 : 令和2年4月13日(月)

3. 時 間 : 9時~17時

4. TEL : 077-599-4601

5. FAX : 077-599-4602

6. メール : shiga.intl@lake.ocn.ne.jp

7. H P : 今後

8. 職 員 : 5名体制

(1) 所長

(2) 専門職員 2名 ①比国担当:元フィリピン共和国日本大使館職員

②中国担当:元中国四川省送出機関職員

(3)介護福祉士 2名(うち1名が所長兼務)

(4) 事務職員 1名

滋賀県国際介護・福祉人材センターのロゴマーク



Shiga Prefectural Government

International Human Resources Center

for Care and Welfare

滋賀県国際介護・福祉人材センター

採用



Shiga Prefectural Government

International Human Resources Center

for Care and Welfare

滋賀県国際介護・福祉人材センター

センターを通じた外国人材の受入可能数等

1. 技能実習

- ●「特定監理事業」と「一般監理事業」の2つ。受入可能人数は、事業所の常勤介護職員数に応じ、利用する監理団体の事業区分により決まる。技能実習3号(4・5年目の実習)は「一般監理事業」を行う監理団体に認められる。
- ●<u>今般創設のセンターは「特定監理事業」</u>であり、当該センターを通じる場合の<u>受入期間の上限は3年、受入人数は下表の網掛けのとおり</u>となる。
- ●なお、3年上限だが、特定技能や介護福祉士資格取得による在留資格「介護」への変更により継続雇用も可能。

事業所の	特定監	理事業	監理事業	
常勤介護職員数	1号	全体 (1号+2号)	1号	全体 (1号+2号+3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3~10	1	3	2	3~10
11~20	2	6	4	11~20
21~30	3	9	6	21~30
31~40	4	12	8	31~40
41~50	5	15	10	41~50
51~71	6	18	12	51~71
72~100	6	18	12	72
101~119	10	30	20	101~119
120~200	10	30	20	120
201~300	15	45	30	180
301~	1/20	3/20	1/10	3/5

2. 特定技能1号

- (1)受入可能数等
 - ●事業所単位の受入れで、当該事業所の<u>「日本人等」</u>の常勤介護職員数を上限に受入れが可能。
 - ●期間は5年上限だが、介護福祉士資格所得による在留資格「介護」への変更により継続雇用可能。
- (2)「日本人等」の解釈
 - ①日本人「等」に含まれる者
 - ・介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士 ・在留資格「介護」により在留する者
 - ・永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
 - ②日本人「等」に含まれない者
 - 技能実習生 EPA介護福祉士<u>候補者</u> 留学生
- (3)受入上限数計算例
 - ●A事業所 : 常勤介護職員数 10名 うち日本人6名、定住者2名、技能実習生2名
 - ⇒ 受入上限数 = 10名 2名(技能実習生) = 8名
- 3. 留学
 - (1) 県内養成校を通じた受入可能数(県外社協修学資金借入者を除く。)
 - ●40名(華頂社会福祉専門学校を想定。定員。)

※留学生に対し居住費等を支給する事業者への県補助については、県外養成校留学生であっても、滋賀県社協修 学資金を借りている場合は、卒業後、県内就労が見込まれるため対象とする。

- 4. 在留資格「介護」
- (1)受入可能数等
 - ●制限なし。就労期間(在留資格更新回数)の上限もなし。
 - ※在留資格「介護」取得の近道は、介護福祉士養成施設への留学。
 - 、※このほか、技能実習および特定技能からの変更(要介護福祉士資格取得)も可能。

送出機関について

1. フィリピン

名称:MT MANPOWER AGENCY

※県内の社会福祉法人 湖北真幸会がフィリピン共和国(マニラ)で運営する送出機関であることから皆様に信頼・安心してご利用いただけます。また、同法人は現地において、日本語学校の経営もされ、一定の日本語レベルへの到達を重視されています。

2. 中国

(1)四川省

名称:成都巧一思境外就業服務有限公司

※センターを運営する(一社)滋賀県老人保健施設協会代表理事経営の(医)湖青会への人材送出実績があり、信頼されている送出機関です。また、四川省では、大地震の際、日本人が真っ先に支援に入ったこともあり、日本人に対し非常に好意的、かつ、感謝と尊敬の念を抱いておられるとのことです。

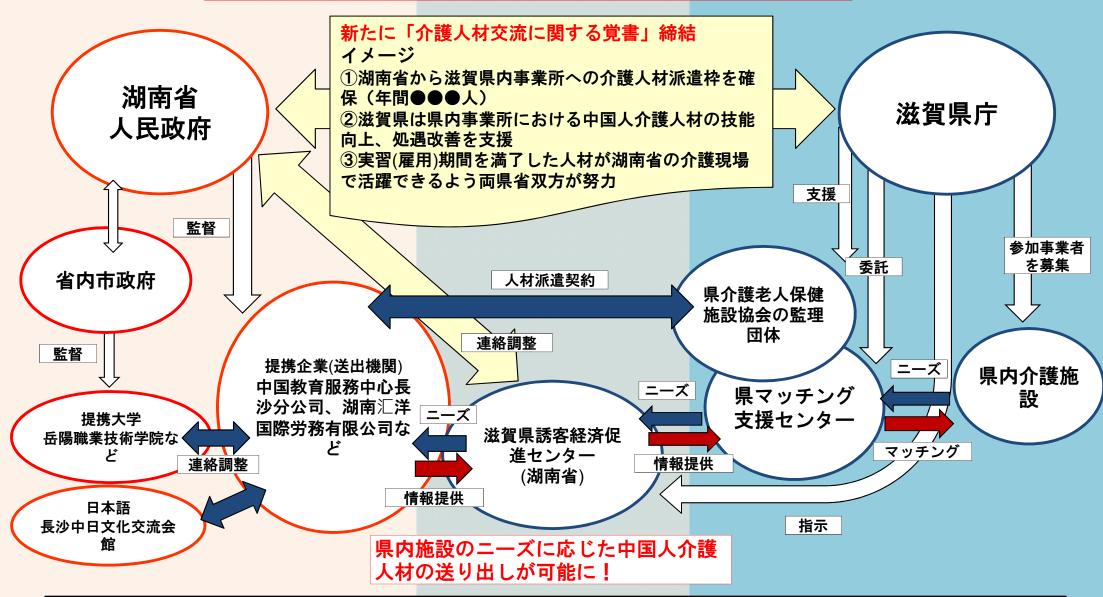
(2)湖南省

名称:中国教育服務中心長沙分公司・湖南汇洋国際労務有限公司など

※湖南省と滋賀県は友好姉妹都市。湖南省に県が設置する『滋賀県誘客経済促進センター』を通じて、湖南省政府と滋賀県が連携した介護人材交流の仕組みを構築中です。この仕組みにおいて湖南省からの介護人材の送り出しの役割を担うことが想定される機関として協議を進めています。

滋賀県・湖南省の介護人材交流構想

趣旨:両県省の友好交流の枠組みで介護人材交流を実施



1月程度の短期インターンシップを実施したのち、技能実習制度を通じた雇用に繋げることも可能と聞いている。このことで、雇用に向けたより的確な判断が可能となるメリットが生まれる。

センターの料金の目安(フィリピン)

項目	人数	単価(円)	負担時期	備考	
職業紹介料	1	無			
月額監理費	1	30,000	毎月	事業所受入れ時から。相手国の送出機関分の月 額監理費も含む。	
入管取次費用	1	75,000~90,000 (実費)	受入決定時	入管手続きの代行費用	
日本語教育費	1	264,000~396,000	マッチング成立時	金額は学習期間による。	
入国前講習費用	1	10,000 (実費)	講習開始時	相手国内における入国前講習費用	
入国後講習費用	1	100,000 (実費)	講習開始時	入国後講習費用	
入国後講習手当	1	60,000	講習開始時	技能実習生の入国後講習期間中の生活費	
雇入れ時健康診断費用	1	10,000 (実費)	入国前		
技能実習生渡航費	1	100,000 (実費)	必要時	入国•帰国時	
技能実習生総合保険	1	25,680 (実費)	入国前	Kタイプ。37か月分。各事業所の意向による。	
その他費用		実費	その都度	その他必要となる経費	

センターの料金の目安(中国:四川省)

項目	人数	単価(円)	負担時期	備考
職業紹介料	1	無		
月額監理費	1	30,000	毎月	事業所受入れ時から。相手国の送出機関分の月 額監理費も含む。
入管取次費用	1	50,000 (実費)	受入決定時	入管手続きの代行費用
日本語教育費	1	無		
入国前講習費用	1	90,000 (実費)	講習開始時	相手国内における入国前講習費用
入国後講習費用	1	100,000 (実費)	講習開始時	入国後講習費用
入国後講習手当	1	60,000	講習開始時	技能実習生の入国後講習期間中の生活費
雇入れ時健康診断費用	1	6,500 (実費)	入国後	
技能実習生渡航費	1	100,000 (実費)	必要時	入国•帰国時
技能実習生総合保険	1	25,680 (実費)	入国前	Kタイプ。37か月分。各事業所の意向による。
その他費用		実費	その都度	その他必要となる経費

センターの料金の目安(中国:湖南省)

項目	人数	単価(円)	負担時期	備考
職業紹介料	1	100,000~150,000	マッチング成立時	
月額監理費	1	30,000	毎月	事業所受入れ時から。相手国の送出機関分の月 額監理費も含む。
入管取次費用	1	50,000 (実費)	受入決定時	入管手続きの代行費用
日本語教育費	1	無		
入国前講習費用	1	90,000 (実費)	講習開始時	相手国内における入国前講習費用
入国後講習費用	1	100,000 (実費)	講習開始時	入国後講習費用
入国後講習手当	1	60,000	講習開始時	技能実習生の入国後講習期間中の生活費
雇入れ時健康診断費用	1	6,500 (実費)	入国後	
技能実習生渡航費	1	100,000 (実費)	必要時	入国・帰国時
技能実習生総合保険	1	25,680 (実費)	入国前	Kタイプ。37か月分。各事業所の意向による。
その他費用		実費	その都度	その他必要となる経費

口留学生とのマッチングにかかる費用の目安

項目	人数	単価(円)	負担時期	備考
国内日本語学校から介護福祉士養成施設に 留学する者の紹介料	1	180,000	マッチング 成立時	
海外の学生等で介護福祉士養成施設に留学 する者の紹介料	1	150,000	マッチング 成立時	【人材紹介業が介入の場合】 ・紹介料
		50,000 (実費)		・入管手続きの代行
	1	50,000 (実費)		【人材紹介業が未介入の場合】 ・入管手続きの代行
生活費支援	1	実費	入国後	居住費・通学費・生活費など

□特定技能労働者とのマッチングにかかる費用の目安

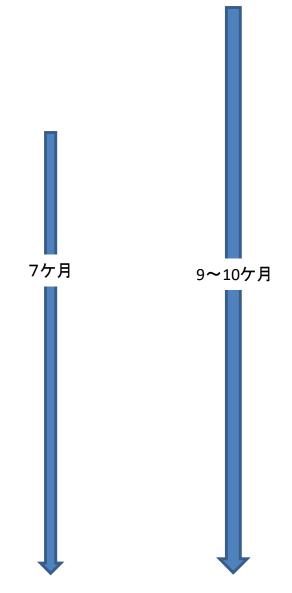
項目	人数	単価(円)	負担時期	備考
職業紹介料	1	相手国の人材紹介業者が提示する額	マッチング 成立時	技能実習を参考とすると 100,000~150,000の範囲か。
入管取次費用	1	50,000 (実費)	マッチング 成立時	
登録支援機関委託費	1	事業未実施のため未決定	毎月	事業所での受入れ後。 ※今後、当センターで実施の場合 は22,500程度を目安。

口共通費用(面接・プレゼンテーションにかかる費用)の目安

項目	人数	単価(円)	負担時期	備考
旅費•宿泊費				
●中国(2泊3日)	1	約130,000~140,000	渡航時	関空までの費用含む
●フィリピン(2泊3日)	1	約130,000~140,000	渡航時	関空までの費用含む

技能実習生受入れのフロー・就労までにかかる一般的な期間

- (1)海外でのプレゼンテーションや面接会への参加
- (2) (マッチングが成立すれば) 技能実習計画を作成
- (3) 外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請
- (4)技能実習計画の認定
- (5) 在留資格認定証明書の交付申請等
- (6) 相手国における入国前講習
- (7)在留資格認定証明書の交付等
- (8) 入国
- (9)入国後講習
- (10) 事業所での勤務開始



滋賀県国際介護・福祉センター事業のスケジュール感

R2(事業(相談受付)開始は4月6日から)

4月上旬 ●監理団体認可申請

▶注1:新型コロナウイルス感染症関係で次のとおり、5月中・下旬からを目途に面接会実施の想定スケジュールに 修正。中国の状況を踏まえ、フィリピンから進める想定。

| 注2:中国については、中国における新型コロナウイルス感染症の終息後から開始。

▶注3:日本における新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴い既に採られている相手国における日本人の 入国制限等の措置の強化も考えられ、以下の予定がさらに遅れる可能性もある。この場合は、早期受入れ に向けて事業所や送出機関との各種調整にしっかりと取り組む。

※可能であればテレビ電話による面接の可否なども検討し、措置解除後、早期入国できるよう対応。

5月中旬~5月下旬 ●第1回 フィリピン面接会 ※フィリピンも開催時期の再検討必要の可能性あり。

6月中旬~6月下旬 ●第2回

フィリピン面接会 • 第1回 中国面接会

※以降、概ね3ケ月に1回程度の頻度での開催を想定。

8月頃

●監理団体許可 • 技能実習計画申請

R3

1月頃 ●第1期生 入国•入国後講習

2月頃 ●第1期生 事業所勤務開始

●第2期生 4月頃 入国•入国後講習

5月頃 ●第2期生 事業所勤務開始

入国•入国後講習 ●第3期生 7月頃

●第3期生 8月頃 事業所勤務開始 ※監理団体許可までに計画申請書類が作成でき 許可後、すぐに申請できれば第1期生の年度内 中就労開始の可能性は十分ある。

※同様に、第2期生以降も何らかの方法で面接を 実施できれば当該スケジュールによる就労開始 の可能性は十分にある。

雇用検討事業所への訪問説明等について

1. これまでに訪問した事業所等(R2.3.9現在)

(1) 事業所数 14事業所

(2) 国 籍 ①方針あり 4事業所 ※フィリピン 4事業所

②方針なし 11事業所 ※フィリピンが想定される事業所 2事業所

2. 今後の方針

- ●新型コロナウイルス感染症の世界規模での発生に伴う各国による入国・渡航制限等の措置解除時に、早期受入れが可能となるよう次のとおり進める。
 - (1) (福) 湖北真幸会との密接な連携のもと、雇用検討事業所に対する訪問説明や希望人数 を含む雇用に向けた具体化を進める。
 - (2) 相手国送出機関や希望事業所と調整しながらテレビ電話等を通じた面接会実施の可否の 検討。
- (3) (2) によりマッチングが成立した案件については、技能実習計画の作成および認定申請、出国・入国の手続き、入国後講習の殺到を見据えた講習機関との調整等を可能な限り進める。